

トータル保険だより

(有)トータル保険がみなさんにお届けするニュースレターです。

■オンライン相談受付中■

【発行元】

有限会社 トータル保険

〒997-0853 鶴岡市小淀川色田 69-28

TEL 0235-25-1315 FAX 0235-25-1064



HPは
こちらからどうぞ♪



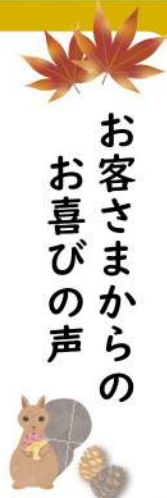
小さな親切



Kさんが自宅で仕事をしていた時に、突然激しい雨が降ってきました。今日の天気予報は晴れなのだと思いますが、慌てて部屋の窓を閉めていると、向かいの店の軒下で雨宿りをしている男性が見えました。雨の勢いは一向に弱まる気配もなく、男性は次の予定があるのか時計を気にしていました。Kさんは見ていられず、家にあるビニール傘を取り出し、「これ、どうぞ使ってください」と傘を差し出しました。Kさんは、おせっかいと警戒されるかと思いましたが、男性は「いいんですか？ありがとうございます」と笑顔でお礼を言って、足早に去って行きました。ちょうど同じ頃、Kさんのお父さんも別の場所での雨に遭っていました。病院の帰り道、大粒の雨が勢いよく降ってきたので、ガレージの屋根の下へと駆け込んだのでした。そこには、六十代後半と思われる男性が一人、先に雨宿りをしていました。しばらく二人で空を見上げていましたが、一向にやみそうにありません。男性は携帯電話を取り出し、「傘を持ってきて」と、誰かに電話をしています。携帯電話を持たないお父さんは、

雨がやむことを願うしかありませんでした。それから数分後、男性の奥様らしき人が傘を二本持ってやってきて、男性に手渡しました。すると男性は、「これ、どうぞ」と一本をお父さんに差し出したのです。驚いたお父さんは「ありがとうございます。後でお返ししますので、連絡先を教えてくださいませんか？」と言うと「いえいえ、この傘は親切な人からもらったものです。差し上げます」と言われました。お父さんは、二人に何度も頭を下げ、お礼を言って別れたのです。それから数日後のことです。玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けるとスーツ姿の男性が立っていました。「先日、大雨の日に傘をお借りした者です」。Kさんは傘のことなどすっかり忘れていました。すると男性は、満面の笑みを浮かべて、「実はあの時、新規の商談に行く時で、傘をお借りしたので間に合いました。あなたのおかげで、商談が成立したのです」と丁寧にお礼を言われました。そして、「私と同じように困った方がいたら、またこの傘を貸してあげて下さい」と傘を返されたのです。小さな親切は、他人へのちょっとした気遣いなのですが、知らない人同士がこの小さな親切でつながっていく。素敵なことだと思いますか。

お客さまからの お喜びの声



始めは、長年お付き合いのあった代理店から引き継ぎでした。その後お付き合いを重ね、他の保険の方と違いしつこくなく疑問に対しても適切に答えてくれました。

年齢を重ねるにつれ、本当に相談できる代理店と思い、実際に保険金を受け取ってみると入っていて良かったと実感できます。母の介護保険に入ったのも母のことを気にかけてくれたことがキツカケでした。今回受け取る保険金は、家計的にも本当にありがたい感謝です。

トータル保険という名の通り、ほかのお客様にも保険を売っているのではなく、幸せの量を増やしてくれる会社であって欲しいと思います。



介護保険

かけておいてよかった



お客さまが“安心”してご来店いただくために
こんな対策を行っています。



お客さま用
消毒液の設置



スタッフ全員
マスク着用



検温・体温管理
の徹底



定期的な消毒を
実施しています
お客さまが手を
触れる箇所の
定期的な消毒



こまめな手洗い
消毒



オゾンにより
新型コロナウイルス
不活化



只今、資格取得に向け勉強中！！

弊社社員の小野寺史織は、只今、「**公的保険アドバイザー**」の資格を取得すべく学習中です。頑張れ！
※公的保険アドバイザーは生活にかかわる国の制度を正しく伝えて、公的保険だけでは守り切れない人生のリスクへの適切な対策をアドバイスする専門家です。

生命保険・損害保険の総合プロデュース
株式会社

トータル保険

TEL:0235-25-1315



営業時間

9:00~19:00

トータル保険「行動指針」

- ・お客様のお役にたてるか
- ・地域社会のためになるか
- ・会社のためになるか
- ・仕事が社会貢献になっているか

私たち保険の専門家が
ご対応いたします。
お気軽にご相談ください。



トータル
情報 Café

あおり運転罪が施行 著しい危険はより罪重く

あおり運転罪の新設・施行

今回飲酒運転と同等の厳罰化規定を定めたものです。

あおり運転の対象となる運転行為は、

- ① 不必要な急ブレーキ ② 車間距離を著しく狭める行為 ③ 急な車線（進路）変更 ④ 左側からの追い越し ⑤ ハイビームの継続や不要なバッシング ⑥ 幅寄せや蛇行運転 ⑦ 高速道路での低速走行や

駐停車などで、これに違反すると3年以下の懲役また

は50万円以下の罰金が課せられます。さらに、

高速道路や一般道で相手車を停止させたり急ハン

ドルを切らせたりするなどの著しい危険を生じさ

せた場合には、酒酔い運転と同じ5年以下の懲役または100万円以下の

罰金が課せられ、事故が起きなくても適用されます。



ファイナンシャルプランナー 大川 淳

サラリーマン川柳

全国からよせられたサラ川を彩る傑作の数々をご紹介します。

- ⑤ ④ ③ ② ①
- 「また残業」俺のツイート 妻いいね！
母強し いいえ女性は 皆強し
新人の 名前が読めぬ 時代来た
病院へ 来ない仲間を 心配し
ためている 俺はストレス 妻は金